「ギガにらい光」

重要事項説明・サービス利用規約

2025．06．30

沖縄ケーブルネットワーク㈱
Okinawa Cable Network Inc.
本社　〒900-0015 那覇市久茂地１－２－２０　フリーコール 0120-98-4141

「ギガにらい光」重要事項説明

本書面は、「ギガにらい光」のご契約に関する重要なご説明となっています。お申込みの前に以下の内容を必ずご確認ください。
サービス提供事業者名
沖縄ケーブルネットワーク株式会社（以下、当社といいます）

サービス名称
「ギガにらい光」（以下、「本サービス」といいます）

サービス概要
本サービスは、NTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」といいます）が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が光回線サービスとインターネット接続サービスを一体的に提供するものです。新規お申込み、または、NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が当社に契約を切り替える（以下、「転用」と言います）及び、光コラボ事業者の光回線（コラボ光）をご利用中のお客様が当社に切り替える（以下、「事業者変更」といいます）お申込みによりサービスを提供いたします。
本サービスの提供条件については、当社の規約に定める場合を除き、NTT西日本の「IP 通信網サービス契約約款」、「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」、「端末設備貸出サービスに係る利用規約」、「リモートサポートサービス利用規約」によります。

サービス内容
①本サービスで提供する光回線は、NTT西日本の提供するフレッツ光ネクスト相当の光回線です。
②敷設する光回線は、通信速度が概ね１Gbps（上り・下り）の回線となりますが、ご利用のエリアや建物設備の状況などによってはより低速な回線タイプになる場合があります。
④本サービスは、ベストエフォート型のサービスであり、各サービスの最大通信速度は、お客様の宅内に設置する回線終端装置から NTT西日本設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客様のご利用環境、回線の混雑状況によって大幅に低下する場合があります。100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、１ Gbps の通信速度に対応した環境（パソコン・LAN ケーブル等）が必要となります。

サービスの種類		NTT 西日本が提供する、フレッツ光ネクストにおいて相当するサービス名称	最大通信速度 下り／上り
戸建	ギガにらい光・ファミリー	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼	概ね１Gbps
		ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps
		ファミリータイプ	100Mbps
集合	ギガにらい光・マンション	マンションタイプ・スーパーハイスピードタイプ隼	概ね１Gbps
		マンションタイプ・ハイスピードタイプ	200Mbps
		マンションタイプ	100Mbps

サービス提供エリア

NTT西日本　フレッツ光ネクスト提供エリア（沖縄本島内）

お申込みサービスの注意事項

①光加入者回線等の設備の確認のため調査にお伺いし、設備調査の結果、提供エリア内であっても提供できない場合や、提供まで相当の時間がかかる場合があります。

②本サービスの光回線をご利用いただく際は、回線敷設工事が必要になり、工事日程の調整などの為に、後日お電話にてご連絡させていただきます。また工事内容に応じた工事費が発生します。

③ご利用のエリアや建物設備の状況などによっては、お申込みのサービス種類と異なる低速な回線タイプになる場合があります。

転用に関する注意事項

①NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が、当社が提供する本サービスに契約を切り替える事を、「転用」と言います。転用前に利用していた「フレッツ光の契約 ID」と「ひかり電話の電話番号」は、転用後も変更なく利用する事ができます。

②「もっと 2 割」の適用を受けて NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が、当社の提供する本サービスに転用する場合、「もっと 2 割」の解約金は請求されません。「どーんと割」も同様に、 NTT西日本から解約金を請求されません。

③転用のお申込みにあたっては、NTT西日本の定める注意事項に同意いただく必要がございます。当社に転用のお申込みをいただくお客様については、お客様ご自身で NTT西日本の注意事項に同意の上、「転用承諾番号」を取得いただく必要があります。
「転用承諾番号」の有効期限が残り 10 日未満の場合、お申込みを受付できない場合があります。また、NTT西日本の契約者と、当社契約の契約者が同一で有る必要があります。

④本サービスにお申込みいただくことによって、転用前の「フレッツ光」のご契約キャンペーン等へのお申込み要件に該当しなくなる場合や、解約金、違約金等の条件に該当する場合がございます。

⑤転用と同時に品目変更等をお申込みの場合は、処理の完了までに日数を要する場合や、受付できない場合がございます。転用と同時に品目変更をする場合、「フレッツ光の契約 ID」と「ひかり電話の電話番号」の変更、工事が発生する場合があります。

⑥NTT西日本においてご契約中に発生した工事費用の分割支払が残っている場合は、残余期間相当分を当社より請求いたします。

⑦お客様が、「フレッツ光初期工事費割引」の適用を受けていた場合、割引時点から転用後の期間を通算して2年以内に解約された場合、「初期工事費割引の解約金」を当社から請求いたします。
「初期工事費割引の解約金」：利用開始から15ヶ月以内に解約した場合：最大22,000円 16ヶ月目以降24ヶ月以内に解約した場合：最大11,000円

⑧NTT西日本が提供する「CLUB NTT-West」に係るポイントの付与および利用並びにその他の機能については、ご利用いただけなくなる場合があります。

⑨転用前のプロバイダ契約については、お客様ご自身で解約の手続きをお願い致します。解約手続きについては、転用前のプロバイダにお問い合わせをお願いたします。

⑩転用に伴い、NTT西日本および転用前のプロバイダの提供するオプションサービスが利用できなくなる場合があります。お客様自身でご確認の上転用をお申込み願います。

事業者変更に関する注意事項

①他社の光コラボ事業者の「コラボ光」をご利用中のお客様が、当社が提供する本サービスに契約を切り替える事、または当社のご利用中の本サービスをNTT西日本及び他社の光コラボ事業者に切り替わる事を「事業者変更」といいます。事業者変更前に利用していた「契約ID」と「ひかり電話の電話番号」は、事業者変更後も変更なく利用することができます。

②ご利用中の変更元コラボ事業者の「光回線・ひかり電話等」は解約となり、新たに当社と契約することになります。なお、当社のサービス提供料金、提供条件も異なり変更元コラボ事業者のサービスプラン、オプションも解約となり利用ができなくなることもありますので、詳しくは変更元コラボ事業者へご確認お

願いします。

③事業者変更のお申込みにあたっては、NTT西日本や変更元コラボ事業者の定める注意事項に同意をいただく必要がございます。事業者変更のお申込みをいただくお客様については、お客様ご自身で変更元コラボ事業者に、NTT西日本や変更元コラボ事業者の注意事項に同意の上「事業者変更承諾番号」を取得いただく必要があります。なお、「事業者変更承諾番号」の有効期限は、払い出した日を含めて15暦日となります。

④変更元コラボ事業者の契約者と当社契約の契約者は同一で有る必要があります。

⑤事業者変更前のプロバイダ契約については、お客様自身で解約の手続きをお願い致します。解約手続きについては、事業者変更前のプロバイダにお問い合わせをお願いします。なお、プロバイダが切り替わりメールアドレス等の変更または事業者変更前のプロバイダへの費用（解約違約金等）が発生する可能性がございます。詳しくは事業者変更前のプロバイダへお問い合わせをお願いします。

⑥変更元コラボ事業者の独自サービス、オプション、保有していたポイント等の取り扱いについて継続されない可能性がありますので、変更元コラボ事業者へご確認お願いします。

⑦本サービスの開始後に、初期契約解除等による解約で、変更元コラボ事業者に復帰する場合は、費用が発生する事や、料金割引・保有していた特典ポイント等が元に戻らない可能性があります。また、復帰に時間を要する可能性があります。

工事について

①本サービスでは、「光回線の新規敷設」「フレッツ光からの転用（品目変更を伴う場合）」「光回線の品目変更（通信速度の変更）」「光回線の移転」「光回線の保守対応」などの際に、工事が必要となります。ここに記載した内容以外の工事が発生する場合もあります。

②光回線の引込み工事を行う建物が、賃貸住宅など建物所有者がお客様と異なる場合、お客様にて建物所有者などから、工事に必要な承諾を得て申込む必要があります。当社は工事の実施による建物所有者などとのトラブルに関し、一切責任を負いません。

③工事担当者が訪問する工事は、お客様の立ち合いが必要です。工事日の予約の際に立会可能な日程で予約願います。工事担当者が訪問した際に、お客様ご不在の理由により工事が実施できない場合、本サービス又はオプションサービスを提供できない場合があります。工事担当者が訪問して工事が実施できなかった場合、工事担当者の派遣費用などをお客様に請求させていただく場合があります。

④工事担当者の訪問無しの工事が、工事担当者の訪問が必要な工事に変更になった場合、工事日が変更になり、工事費は工事担当者訪問有りの工事費に変更になります。

⑤工事は、光ファイバーの配線工事、回線終端装置設置・接続確認、などを行います。

⑥戸建住宅の場合、光ファイバーケーブルを通すために、壁に1cm 程の穴を開ける工事が必要になる場合があります。

⑦事前に予約いただいた工事時間が、道路の混雑状況などにより予定時間より遅れる場合があります。

⑧工事担当者が訪問した際に、建物形状、配管、配線の不具合で工事を行うことができない場合があります。また、配管、配線の不具合の補修、改修の費用をお客様にご負担をお願いする場合があります。

⑨お申込みの情報に不備があった場合、工事日の予約を変更または取り消しする場合があります。

⑩工事担当者の訪問無しの工事は、開通工事の前日までに、NTT西日本から回線終端装置を郵送します。お客様にて、回線終端装置の設置と開通確認をお願いする場合があります。

⑪早朝や夜間、土日祝日の工事をご希望の場合など、工事内容によっては、所定の工事費に追加して、別途、工事費が発生する場合があります。

フレッツ光各サービスをご利用中の場合

NTT西日本が提供するオプションサービスについては、本サービスに引き継いで利用できない場合があります。オプションサービスを引き継げない場合、NTT西日本で当該サービスを継続できるかについては、直接、サービス提供元へご確認ください。なお、NTT西日本側で一部のオプションサービスを継続する場合、当該サービスのご利用料金は、サービス提供元からお客様に直接請求されます。

サービスの利用制限について

①当社は、設備の保守などや重要通信を確保する必要がある場合に、何ら責任を負うことなく、お客様に事前に通告することなく、本サービスのご利用を中止、または一時停止することがあります。

②より多くのお客様に快適な通信環境を提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して、本サービスの通信速度や通信量を制限することがあります。

お申込みの取り消し、初期契約解除の注意事項

①お申込みの取り消しについて

お申込みを取り消す場合、本サービスの工事日または、ご利用開始日の2日前までに当社へご連絡ください。2日前を過ぎると工事費等が発生する場合があります。

②初期契約解除について

工事日前に交付する書面（契約書面）の受領日又は契約成立のいずれか遅い日を１日目として８日以内に、お客様から書面による契約の解除ができます。

この場合、当社から損害賠償金もしくは違約金、その他金銭などを請求する事はありません。但し、本契約の解除の期間までに利用したサービス利用料金、ならびに既に実施された工事費などは、お支払いいただきます。なお、分割払いをご利用のお客様については、本契約の解除をされる場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。

③他社から乗り換えされた方へのご注意

乗り換え元へのサービス復帰はお客様ご自身での手続きが必要です。復帰にともない、初期費用（契約事務手数料、開通工事費）が発生し、開通工事が必要となります。開通工事までに期間がかかり、ご利用中の電話番号が利用できなくなる場合があります。ご注意願います。

解約について

①解約の際は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

②解約に際して、解約事務手数料：4,000円（税抜）及び工事費の一括請求が発生する事があります。

③お客様にてご利用中のNTT西日本が提供するオプションサービスについては、別途NTT西日本へのオプションサービスの解約申込みが必要です。

④解約後は、当社サービスプラン・オプション・ISP（プロバイダ）及び当社発行メールアドレス（＊＊＊＊＊＊@nirai.ne.jp）等が利用できなくなります。

⑤解約時及び移転等端末変更を行う際は、NTT西日本から貸与された回線終端装置などを、NTT西日本が指定する方法で、NTT西日本の指定する住所へご返却ください。NTT西日本にて、回線終端装置などの機器返却が確認できない場合、回線終端装置などの費用を当社が請求する事があります。

（請求金額の目安）

回線終端装置など	費用（税込）
単体型ONU	3,300円程度（1台あたり）
ONU一体型ひかり電話ルーター	4,400円程度（1台あたり）
ONU一体型ひかり電話ルーター（映像回線終端装置一体型）	6,600円程度（1台あたり）
VDSL宅内装置	1,100円程度（1台あたり）
VDSL宅内装置一体型ひかり電話ルーター	4,400円程度（1台あたり）
無線LANカード	1,100円程度（1枚あたり）

※お客様が利用されている回線終端装置などにより金額は変動致します。

住所移転・回線種別の変更について

お住まいを移転される際は、必ず当社へご連絡ください。

①本サービスエリア内で移転される場合、移転工事費等を当社よりご請求致します。

②本サービスエリア外へ移転される場合、本サービスは解約となります。その際、２年以内の場合、解約事務手数料が発生致します。

③住所移転又は回線種別の変更に伴い、本サービス及びオプション等が一時利用できない場合があります。
④本サービスエリア内で移転される場合、周辺環境および建物設備の状況などの要因で、移転工事ができない場合があります。

料金について

①初期費用として、事務手数料・転用手続き事務手数料・事業者変更手続き事務手数料・工事費がかかります。
②月額費用として、月額利用料・回線終端装置などのレンタル料金などがかかります。
③利用料金については、毎月１日から末日までの料金を月額計算します。月額利用料金は、工事希望日又は工事日を課金開始日とし発生した月の翌月に請求いたします。なお、課金開始日が月の途中となった場合、当該月の料金は日割り計算します。但し、初期費用・「ギガにらい光」のオプション・ひかり電話（又はひかり電話 A（エース））の基本料金・通話料などは、課金発生月の翌々月に請求いたします。
④解約の場合、定期契約にかかわる解約事務手数料・工事費（初期工事費割引の解約金）・と解約希望日又は解約工事日までの月額利用料金を請求いたします。なお、解約日が月の途中となった場合、当該月の料金は日割り計算します。
⑤月額利用料及び事務手数料・工事費等に、消費税相当額を加算して請求致します。

初期費用（単位：1 契約あたり）

料金の種類	適用	金額（税込）
事務手数料	新規に本サービスを申込む場合	3,300円
転用手続き 事務手数料	NTT 西日本が指定する回線を本サービスに移行する場合	3,300円
事業者変更手続き 事務手数料	NTT 西日本が提供する光コラボ事業者の回線を本サービスに移行する場合	3,300円

月額利用料金（単位：１契約回線あたり）

サービスの種類		月額利用料金（税込）
戸建	ギガにらい光・ファミリー	5,280円
集合	ギガにらい光・マンション	4,070円

最低利用期間

最低利用期間は、2年間（24ヶ月間）となります。
サービス開始月を1ヶ月目と起算し24ヶ月目の末日までに解約が行われた場合、解約事務手数料：4,400円（税込）を請求致します。

工事費

代表的な基本工事・屋内配線・交換機等の工事です。工事内容によっては、別途、追加で工事費が発生する場合が有ります。工事担当者の訪問については、NTT西日本にて判定いたします。
※新規及び移転の工事について、土日祝・時間外の工事担当者訪問は、割増料金となります。

（１）新規工事費

一括払いの場合（１の工事ごと）

工事担当者の訪問の有無	屋内配線工事の有無	サービスの種類	工事費（税込）
工事担当者の 訪問が有りの場合	屋内配線工事有り	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	22,000円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	19,800円
	屋内配線工事無し	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	9,900円

		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	9,900円
工事担当者の 訪問が無しの場合	―	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	2,200円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	2,200円

分割払いの場合（１の工事ごと）

工事担当者の訪問の有無	屋内配線工事の有無	サービスの種類	工事費（税込）
工事担当者の 訪問が有りの場合	屋内配線工事有り	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	初回 4,290 円 2 ～ 23 回 770円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	初回 2,090 円 2 ～ 24 回 770円
	屋内配線工事無し	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	初回 1,430 円 2 ～ 12 回 770円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	初回 1,430 円 2 ～ 12 回 770円
工事担当者の 訪問が無しの場合	―	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	無し
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	無し

※分割払い期間中に解約される場合、未払いの工事費は一括で請求となります。

※工事担当者が訪問しない場合、一括での請求となります。

※一括払いから分割払い、または分割払いから一括払いへ支払方法変更はできません。

（２）移転工事費（１の工事ごと）

工事担当者の訪問の有無	屋内配線工事の有無	サービスの種類	工事費（税込）
工事担当者の 訪問が有りの場合	屋内配線工事有り	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	22,000円
工事担当者の 訪問が有りの場合	屋内配線工事有り	ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	19,800円
	屋内配線工事無し	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	9,900円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	9,900円
工事担当者の 訪問が無しの場合	―	ギガにらい光・ファミリー （戸建住宅向け）	2,200円
		ギガにらい光・マンション （集合住宅向け）	2,200円

（３）品目変更工事費（１の工事ごと）

工事内容		工事費（税込）
戸建住宅向け・集合住宅向け（ひかり配線方式）における 「100M」・「200M」・「1G」間の変更		2,200円
「戸建住宅向け」から「集合住宅向け」への変更	LAN方式以外の場合	19,800円
	LAN方式	9,900円
「集合住宅向け」から「戸建住宅向け」への変更		22,000円
「集合住宅向け」における「VDSL方式」と「光配線方式」との変更		19,800円
「集合住宅向け」における「LAN方式」への変更		9,900円

※転用と同時に品目変更を実施する場合に発生する工事費の代表例になります。

機器レンタル（回線終端装置：ONU・ホームゲートウェイ・無線LANカード等）回線終端装置などの機器をレンタル提供いたします。

①機器は、任意に割り当てることとし、特定の機器をご指定いただくことはできません。

②回線品目によっては、ホームゲートウェイをレンタルすることができない場合があります。

③当社がレンタルで提供している機器に故障等が発生した場合、当社にて機器の交換を行います。交換の際に、別途交換費用が発生する場合があります。機器の提供元が NTT西日本である場合には、提供元に直接お問い合わせ頂く必要があります。
④本サービスの解約等により当社がレンタルしている機器を使用しなくなった場合には、レンタル機器は返却していただきます。

サービスの停止について

利用料金などが、口座引落できない場合、本サービスを提供できない状態となった場合には、オプションサービスを含めた本サービスの機能を全て停止させていただきます。サービスを停止した場合でも、ご利用料金は継続して発生します。また、サービスの一時中断費用及び再開費用として別途、料金が発生する事があります。
本サービスでは、サービスを停止した場合も、各種料金は継続して発生いたします。

お支払いに関する注意事項

支払方法は、口座引落もしくはクレジットカード支払いを原則とします。
口座振替の場合、引落日は毎月10日を基本とし、金融機関休日の場合翌営業日となります。クレジットカード支払いの場合、引落日は各クレジット会社指定日です。
請求書および領収書の発行は原則行いません。なお、希望者には有償で発行いたします。

各種手続きについて

新規・解約・コース変更・移設などに関しては、ご連絡ください。
フリーコール 0120-98-4141
平日：午前 9:00 ～午後 7:00

当社ホームページにても申込受付を行っています。 http://www.nirai.ne.jp/
※申込受付後、当社担当者から受付内容についてご連絡いたします。

個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報について、当社の「個人情報保護ポリシー」等に係る法律、規格、ガイドラインに準拠して適正に取り扱うものとします。

ギガにらい光ひかり電話
重要事項説明

	説明事項
停電時はご利用できません	●停電時は緊急通報を含む通話ができません。ひかり電話停電対応機器などをご利用いただくことで、一定時間、通話が可能となる場合があります。
緊急通報機関へ情報を通知します	●緊急通報番号（110/119/118）へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知に関わらず、ご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察 / 消防 / 海上保安）に通知します（一部の消防を除く）。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。

一部かけられない番号があります	●お話し中調べ（ 114 ）やコレクトコール（ 106 ）など、一部かけられない番号があります。 ●電気通信事業者を指定した発信（0039や0033など番号の頭に「00XY」を付加する番号）はできません。一部電話機・ FAX　などに搭載されている「加入電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能＜例：携帯通話設定機能（0036自動ダイヤル機能）＞」やNTT製以外の一部電話機・FAXなどに搭載されている「ACR（スーパーACRなど）機能」が動作中の場合、発信ができなくなる場合があります。ひかり電話をご利用になる前に、上記機能の停止や提供会社への解約手続きを行ってください。
一部ご利用できないサービスがあります	●加入電話などの利用休止または契約解約に伴い、休止対象の電話番号でご利用のNTT西日本にて提供するサービス（割引サービスなど）は解約となります。 ●本サービスはマイライン対象外です。したがって加入電話などから現在お使いの電話番号を継続して本サービ スでご利用されるお客様の場合、マイライン契約は解除されます。 ●定額料金の発生する割引サービスなどの他社電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客様ご自身でご利用の他社電話サービス事業者様へ利用終了の連絡を行ってください。利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。 ●「ボイスワープ」は、加入電話のボイスワープと一部機能が異なります。 ●「フリーアクセス・ひかりワイド」は、加入電話のフリーアクセスと一部機能が異なります。
一部ご利用できない電話機などがあります	●ISDN対応電話機、G4FAXなど、ご利用いただけない電話機があります（アダプター等の追加によりご利用いただけるISDN対応電話機もございます）。 ※G4モードなどのデジタル通信モードではご利用いただけません。 ※スーパーG3モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。 ※G3モードでご利用であっても、通信相手がISDN回線をご利用の場合、通信相手側のターミナルアダプターなどの設定によっては、ひかり電話からFAX送信ができない場合があります。 ●モデム通信については、お客様の宅内環境、通信機器、回線状況の影響を受けることがあります。 ●加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。NTT西日本「116」へ解約手続きを行ってください。
ご利用端末について	●接続できる電話機の台数は、2台までとなります。 ●電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社様へ確認を行ってください。 ●ひかり電話ルーターをVDSL機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客様がひかり電話を廃止する場合、一体型機器をご利用のままひかり電話ルーター機能を自動停止させていただくか、VDSL機器または回線終端装置にお取替えさせていただきます。 ルーター機能および無線LAN機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。
受話器を上げた際の「ピーピーピーピー」という音について	●ひかり電話ルーターのファームウェアのバージョンアップが必要なことをお知らせする通知音です。バージョンアップを行ってください。（「ひかり電話のバージョンアップ方法」参照） ※ひかり電話の発着信は通常どおりご利用いただけます。
発信先が応答しない場合の自動切断について	●ひかり電話では、発信先（相手側）が応答しない限り、約３分後に自動的に接続が切断されます。このため、発信先がフリーダイヤルで、

	混雑により「しばらくお待ちください」などのガイダンスが流れ、待ち合わせの状態であっても、発信から約3分後に自動的に接続が切断されます。
着信課金サービス をご利用の場合	●着信課金サービス提供事業者様において、ひかり電話は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で、必ずご契約者の事業者様へ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください（各事業者様との解約手続きが必要となる場合があります）。 ※着信課金サービスとは通話料を着信側で負担するサービスです。
ガス検針などの 警報・検針サービスをご利用の場合	●ご契約の事業者様（ガス会社など）により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者様へ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。なお、ナンバー・ディスプレイなどをご利用いただくことで、ひかり電話でも同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の事業者様へご相談ください。
セキュリティサービス をご利用の場合	●ご契約の事業者様（警備会社など）により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者様へ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。
現在お使いの電話番号を継続してご利用の場合	●NTT西日本の加入電話などをご利用いただいているお客様が、本サービスを同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといいます（一部ご利用いただけない場合があります）。 番号ポータビリティのご利用には、加入電話などを利用休止または契約解除いただく必要があります。加入電話などの休止には、別途NTT西日本の利用休止工事費2,200円（税抜）がかかります。工事完了後、NTT西日本から休止番号を記載した休止票を送付します。利用休止から５年間を経過し、更にその後５年間（累計10年間）を経過してもお客様から利用休止の継続、再利用のお申し出がない場合には解約の扱いとなります。 ●番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更（引越しなど）する際は、NTT西日本の加入電話などにおいて同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただくことが可能です。
解約時における電話番号の継続利用について	●ひかり電話にて新規にご利用となる電話番号（加入電話などからの番号ポータビリティではない電話番号）は、解約時にひかり電話オフィスタイプ・ひかり電話オフィス：（エース）・ひかり電話ナンバーゲート以外の電話サービスで継続利用することはできません
県間・国際通話について	●県間通話に関しては株式会社エヌ･ティ･ネオメイトのサービスまたはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のサービスをご利用いただく場合があります。国際通話に関してはエヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社のサービスをご利用いただきます。 ●国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況等により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保障するものではございません。

料金表

初期費用（単位：1 契約あたり）

料金の種類	適用	金額（税込）
事務手数料	新規に本サービスを申込む場合	3,300円
転用手続き事務手数料	NTT 西日本が指定する回線を本サービスに移行する場合	3,300円
事業者変更手続き事務手数料	NTT 西日本が提供する光コラボ事業者の回線を本サービスに移行する場合	3,300円

利用料金（１契約あたり）

サービスの種類および、ご利用のエリアや建物設備の状況などによって、通信速度が異なります。

サービスの種類	通信速度	月額料金（税込）
ギガにらい光・ファミリー（戸建て住宅向け）	最大概ね1Gbps・200Mbps・100Mbps	5,280円
ギガにらい光・マンション（集合住宅向け）	最大概ね1Gbps・200Mbps・100Mbps	4,070円

オプション（月額）

区分	１ 契約あたり：金額（税込）
ホームゲートウェイ	495円（1台あたり）
ホームゲートウェイ（無線 LAN 機能付）	605円（1台あたり）
無線 LAN カード	110円（1枚あたり）
リモートサポートサービス	550 円
メールアカウント	550円（1カウントあたり）
フレッツ・ｖ６オプション利用料	無料（1契約者回線ごと）
フレッツ・ｖ６オプション追加ネーム利用料	110円（1ネームごと）
ｖ６アクセス利用料 ＊１	無料（1契約者回線ごと）

＊１．フレッツ・ｖ６オプションのご利用が必要となります。

手続きに関する料金

区分	金額（税込）
接続用 ID・パスワード及びメールアカウント発行手数料	550円（発行1回ごと）
定期契約にかかわる解約事務手数料	4,400円（1契約ごと）
請求書/領収書発行手数料 （毎月）	220円（1回ごと）
請求書/領収書発行手数料 （単発）＊１	550円（1回ごと）
適格請求書発行手数料	330円（1回ごと）
名義変更手数料	1,100円（1回ごと）

＊１．請求書/領収書発行または再発行及び確定申告時発行・お支払証明書・解約証明書等の発行手数料となります。

工事費

（１）新規工事費

代表的な基本工事・屋内配線・交換機等の工事です。追加工事費が発生する事があります。

一括払いの場合（１の工事ごと）

工事担当者の訪問の有無	屋内配線工事の有無	サービスの種類	工事費（税込）
工事担当者の 訪問が有りの場合	屋内配線工事有り	ギガにらい光・ファミリー（戸建住宅向け）	22,000円
		ギガにらい光・マンション（集合住宅向け）	19,800円
	屋内配線工事無し	ギガにらい光・ファミリー（戸建住宅向け）	9,900円
		ギガにらい光・マンション（集合住宅向け）	9,900円
工事担当者の 訪問が無しの場合	ー	ギガにらい光・ファミリー（戸建住宅向け）	2,200円
		ギガにらい光・マンション（集合住宅向け）	2,200円

（２）フレッツ・ｖ６オプション工事費

区分	金額（税込）	単位
フレッツ・ｖ６オプション	2,200円 ＊１＊２	１契約者回線ごと
追加ネーム	2,200円 ＊３	１工事ごと

＊１．ギガにらい光の工事と同時に、フレッツ・ｖ６オプションをお申し込み頂く場合、工事費は無料です。
＊２．ｖ６アクセスと併せてフレッツ・ｖ６オプションをお申し込み頂く場合、工事費は無料です。
＊３．フレッツ・ｖ６オプション新規申し込みの場合、工事費は無料です。

（３）v6アクセス工事

区分	金額	単位
ｖ６アクセス工事	無料	１契約者回線ごと

ひかり電話　利用料金

区分	月額基本料（税込）	単位
ひかり電話　（基本）	550円	１利用者回線ごと
ひかり電話　Ａ（エース）	1,650円	１利用者回線ごと

※１．ひかり電話のご利用には、ホームゲートウェイのご利用が必要です。
※２．ひかり電話 Ａ（エース）は、月額基本料内で以下のサービスをご利用いただけます。
①ナンバー・ディスプレイ　②ナンバー・リクエスト　③キャッチホン　④ボイスワープ
⑤迷惑電話おことわりサービス　⑥着信お知らせメール
※３．ひかり電話Ａ（エース）は、月額基本料で「528円分（最大３時間相当：税込）」の通話がご利用いただけます。余った通話分は、翌月に繰越できますが、翌月に使いきらなかった場合及びプラン変更、ひかり電話契約の解除の場合は、繰り越した通話分は無効となります。月額基本料に含まれる通話料分の通話対象は、NTT東西の加入電話・INSネット（電話サービス）・ひかり電話（データコネクト（データ通信）へのデータ通信は除く）・他社一般加入電話・他社IP電話（050番号への通話を除く）のみとなります。
※４．月額基本料にて、以下のサービスをご利用いただけます。
①高音質電話　②テレビ電話　③データコネクト
※５．月額基本料に加え、１電話番号ごとに「ユニバーサルサービス料」が必要になります。

ひかり電話　オプション（月額）

区分	１ 契約あたり：金額（税込）
ホームゲートウェイ	月額基本料に含まれます（1 台ごと）
ホームゲートウェイ（無線 LAN 機能付）	110 円（1 台ごと）

ひかり電話　付加サービス（月額）

区分	料金（税込）	単位
ナンバー・ディスプレイ　※１	440 円	１利用回線ごと
ナンバー・リクエスト　※１	220 円	１利用回線ごと
キャッチホン　※１	330 円	１利用回線ごと
ボイスワープ　※１	550 円	１番号ごと
迷惑電話おことわりサービス　※１	220 円	１利用回線ごとまたは 1 番号ごと
着信お知らせメール　※１	110 円	１番号ごと
FAX お知らせメール	110 円	１番号ごと
追加番号	110 円	１番号ごと
複数チャネル	220 円	１チャネルごと

※１．「ひかり電話 Ａ（エース）」の場合、当該付加サービス月額利用料は、月額基本料に含まれます。

ひかり電話工事費について

基本工事費＋交換機等工事費＋機器工事費＋その他工事費の合計額となります。

基本工事費

区分	１の工事ごと：料金（税込）
工事担当者が訪問する場合　※１	4,950円
工事担当者が訪問しない場合　※１	1,100円

※１．ギガにらい光と同時に工事する場合は無料です。

お客様の設備状況によっては、工事費が変更となる場合があります。

交換機等工事費

区分		料金（税込）	単位
基本機能		1,100円	1利用者回線ごと
発信者番号通知の変更を行う場合　※２		770円	1番号ごと
ひかり電話 A（エース）　※２		1,100円	1利用者回線ごと
付加サービス	ナンバー・ディスプレイ　※２	1,100円	1利用者回線ごと
	ナンバー・リクエスト　※２	1,100円	1利用者回線ごと
	ボイスワープ　※２	1,100円	1番号ごと
	キャッチホン　※２	1,100円	1利用者回線ごと
	迷惑電話おことわりサービス　※２	1,100円	1利用者回線ごとまたは1番号ごと
	着信お知らせメール　※２	1,100円	1番号ごと
	FAXお知らせメール　※２	1,100円	1番号ごと
	追加番号　※２	770円	1番号ごと
	複数チャネル	1,100円	1利用者回線ごと
同番移行　※３		2,200円	

※２．「ひかり電話」と同時に工事する場合は無料です。

※３．加入電話等を利用休止し、同一番号をひかり電話でご利用される場合の費用です。
別途、加入電話等の「利用休止工事費：2,200 円（税込）」が契約者回線単位で必要になります。

機器工事費

区分		料金（税込）	単位
ひかり電話対応ホームゲートウェイ（一体型） 無線LAN対応 / 非対応　※１	設置　※２	1,650 円	1 装置ごと
	設定	1,100 円	1 装置ごと
ひかり電話対応ホームゲートウェイ（単体型） 無線LAN対応 / 非対応　※１	設置　※２	1,650 円	1 装置ごと
	設定	1,100 円	1 装置ごと

※１．無線LAN対応の場合、無線LANカード（親機）に係る工事費を含みます。

※２．ギガにらい光の回線終端設置工事と同時に工事する場合は無料です。
お客様の設備状況によっては工事費が変更となる場合があります。

その他工事費

区分	料金（税込）	単位
契約者番号変更（改番）	2,750円	1 番号ごと
契約者回線番号または追加番号	2,200円	1 番号ごと

ひかり電話オフィスの基本利用料・工事費等については、別途ご確認願います。

ギガにらい光サービス利用規約
沖縄ケーブルネットワーク株式会社

（規約の適用）

第１条 沖縄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。) は、ギガにらい光サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、にらいインターネット接続サービス契約約款と本規約により、本サービスを提供します。

２　本サービスは当社が西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が契約者に対し、光回線と当社サービスを一体的に提供するものです。

３　本サービスの提供条件については、本規約に定めのある場合を除き、NTT西日本の「IP通信網サービス契約約款」、「音声利用IP通信網サービス契約約款」、「端末設備貸出サービスに係る利用規約」、「リモートサポートサービス利用規約」によります。

（規約の変更）

第２条 当社は、事前の通知を行うことなくこの規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約、及び料金表によります。

（サービスの種類）

第３条　本サービスの対象は、次の通りとします。

ギガにらい光	NTT西日本が定める「IP通信網サービス契約約款」のメニュー５－１及び５－２に係るもの。 ＦＴＴＨサービスにより、契約者回線に係る終端への伝送方向については最大１Ｇｂｐｓまで、他の伝送方向については最大１ＧｂｐｓまでのＦＴＴＨ接続機能をご利用いただけるサービス
ひかり電話	NTT西日本が定める「音声利用IP通信網サービス契約約款」の第 2 種サービスのメニュー１－１及び１－２、 ２、３に係るもの。 主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます) を使用する当社のIP電話サービス
リモートサポート	NTT西日本が定める「リモートサポートサービス利用規約」に係るもの。 遠隔操作を可能とする機能を有したソフトウェアがインストールされた本サービス契約者のPC 等を、本サービス契約者の要請に基づき、オペレータが遠隔操作して課題解決するサービス
フレッツ・ｖ６オプション	NTT西日本が定める「IP通信網サービス契約約款」のメニュー５－１及び５－２に係るもの。 契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は相互接続点に係る通信の相手先との間における、 IPｖ６による通信を可能とする機能。
ｖ６アクセス	IPｏＥ接続方式による、IPｖ６でのインターネット接続オプションサービス。 また同接続方式とIPｖ４　ｏｖｅｒ　IPｖ６接続により、IPｖ４を用いたインターネット接続が可能となる。 ｖ６アクセスを利用するには、フレッツ・ｖ６オプションの申し込みが必要となる。

※「ひかり電話」サービスは、西日本電信電話株式会社が権利を有する登録商標又は商標であり、当社が許諾を得て使用するものです。 ２ 本サービスは、NTT西日本の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。

３　本サービスはベストエフォートサービスです。

４　本サービスは、契約者回線１回線毎に変動IPアドレスを１個提供します。

５　本サービスはNTT西日本または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

６　ｖ６アクセスを利用すると、他のプロバイダが提供するIPｏＥ接続サービスを利用することはできません。

（サービス提供区域）

第４条　本サービスはNTT西日本のIP通信網サービス契約約款第６条によって定められた提供区域のうち、沖縄県本島内及び、当社が特に認める地域に提供します。

２　前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

（契約の単位）

第５条　当社は、契約者回線１回線毎に１の契約を締結します。この場合、契約者は１の契約につき１人に限ります。

（契約の期間）

第６条　本サービスの最低利用期間は、２年間（24ヶ月間 ）とします。

２　サービス開始月を１ヶ月目と起算し24ヶ月目の末日までに解約した場合、解約事務手数料を請求します。

（契約の種別）

第７条　本サービスはNTT西日本の提供する光コラボレーションモデルを活用した「IP通信網サービス」、「音声利用IP通信網サービス」、

「端末設備貸出サービス」、「リモートサポートサービス」を提供します。

（契約者回線の終端）

第８条　本サービスの終端は、NTT西日本がIP通信網サービス契約約款第9条で定める条件を終端とします。

（契約申込の方法）

第９条　本サービスを申込む（ 本規約第10条の方法も含む ）ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

（1） 本規約第３条のサービス種類

（2） 契約者の氏名

（3） 契約者の性別

（4） 契約者の生年月日

（5） 契約者の連絡先

（6） 本サービスの回線の終端の場所

（7） 料金の支払い方法

（8） その他当社が指定する事項

2　申込者のうち転用・事業者変更により本サービス契約の申込みをする転用・事業者変更資格保有者は、当社所定の方法により、前項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項（以下前項各号の事項と併せて「申告情報」といいます。）を当社に申告する必要があります。

＊コラボレーション事業者（以下、事業者といいます。）とは、NTT西日本から光回線を借受けて提供する光アクセスサービスと自社のサービスを組み合わせて契約者へ提供するモデル（以下、コラボ光といいます。）です。

（1） 転用承諾番号または事業者変更承諾番号

（2） 転用の場合、NTT西日本の提供する光回線サービスにおける回線契約者名

（3） 事業者変更の場合、契約者 ID（CAF 番号）

3　前項の申込者は第 1 項所定の申込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望するサービスのタイプ（NTT西日本の提供する光回線サービスのタイプに相当するタイプがあります。）を以下の各号のいずれかから選択することができます。

（1） 転用前に利用していたNTT西日本の提供する光回線サービスのタイプ

（2） 当社の指定する光回線サービスのタイプ、その際申込者は第 1 項所定の申込みを行うにあたり、いずれかを選択するか当社に申告する必要があります。

4　本サービスの申込みに際し、契約者本人（契約者が法人である場合も含みます。）である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。

5　本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの（以下「代行者」といいます。）が代行して申込む場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

（転用）

第10条　NTT西日本のIP通信網サービスのうち、NTT西日本が定める種類の回線を、本サービスに移行すること（以下、転用といいます。）ができます。

2　当社で転用が完了した場合、転用前のNTT西日本のIP通信網サービスに復旧する事はできません。

3　本サービスからNTT西日本を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。

但し、第11条の（事業者変更）により、本サービスからNTT西日本を含む他の事業者のサービスに、移行することができます。

4　NTT西日本のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。

5　転用に際し、IP通信網サービス契約者（IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます）はNTT西日本が指定する方法で、NTT西日本に転用承諾を得るものとします。

6　転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社は一切の責任を負いません。

（事業者変更）

第11条　NTT西日本のIP通信網サービスのうち、NTT西日本が定める種類の回線（事業者の「コラボ光・ひかり電話」）を、本サービスに移行すること（以下、事業者変更といいます。）ができます。

2　本サービスからNTT西日本を含む他の事業者のサービスに、事業者変更することができます。

3　他の事業者から本サービスに事業者変更する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。

4　事業者変更に際し、IP通信網サービス契約者（IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます）は事業者に事業者変更承諾を得るものとします。

5　事業者変更承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社は一切の責任を負いません。

（契約申込の承諾）

第12条 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT西日本及び当社提携プロバイダに回線の開通や転用・事業者変更・オプションサービスの諾否を照会し、NTT西日本及び当社提携プロバイダが承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。

2　当社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。

3　NTT西日本及び当社提携プロバイダが回線の開通や転用・事業者変更・オプションサービスを承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。

4　当社は本条第 1 項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
(2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
(3) 過去に不正利用や料金未払いがあるとき
(4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

（利用者情報の提供）

第13条　本サービス契約者の情報について、当社はNTT西日本及び当社提携プロバイダに通知し、NTT西日本及び当社提携プロバイダはそれらを記録・保管します。

2　本サービス契約者の情報とは、下記（1）から（5）を指すものとします。
(1) 回線番号（ギガにらい光 お客様ＩＤ）
(2) 契約者氏名または、契約者法人名
(3) 契約者電話番号
(4) 契約者メールアドレス
(5) 設置場所電話番号

（契約者回線等番号）

第14条　契約者回線等番号は、NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第15条第1項、第2項の定めるところにより、1 の契約者回線等ごとに割り当てます。

2　契約者回線等番号は、NTT西日本および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

3　前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

（契約内容の変更）

第15条　本サービスの契約者は転居等、回線の終端の場所を異動（以下、移転といいます。）をするにあたり、当社およびNTT西日本が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

（サービス回線の移転）

第16条　サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込むことができます。

（サービスの一時中断）

第17条　本サービス契約者は、本サービス利用の一時中断は請求できません。

（名義変更）

第18条　契約者は、契約の申し込みのときに当社に届け出た内容と、改称等で変更があった場合には、速やかに当社の定める方法により届け出なければならないものとする。

2　相続での承継または第三者への譲渡による名義変更は、現宅内設備設置場所で本件サービスを受けることを条件に、新契約者および旧契約者は当社の定める方法により届け出て、当社が認める場合に名義変更できるものとする。

3　名義変更を行った場合に新契約者は、料金表に定める名義変更手数料を支払うものとします。

（相互接続）

第19条　当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

（当社が行うサービス契約の解除）

第20条　NTT西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合　2　本サービスの契約者が本規約に反した場合

（サービス契約者が行うサービス契約の解除）

第21条　本サービス契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。

2　本サービス契約者が本サービスで利用しているNTT西日本の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービス契約者は本サービスの契約を解除する必要があります。

3　本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

（本サービスの契約解除にかかる責任）

第22条　本規約第20条、第21条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

（本サービスの光回線に提供する付加機能）

第23条　当社は別に定める付加機能を提供します。

（利用中止）

第24条　当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。
(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
(2) 本規約第 28 条の定めによるとき。
(3) その他当社が必要と判断したとき。

（利用停止）

第25条　当社は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) その他当社が必要と判断したとき。

（発信者番号通知）

第26条　本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。

2　本契約者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。

（児童ポルノ画像のブロッキング）

第27条　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイトまたはコンテンツに対して、閲覧を制限することがあります。

（通信利用の制限等）

第28条　NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第36条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。

2　通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（料金および工事に関する費用）

第29条　本サービスの料金および工事に関する費用は当社が別に定める通りとします。　2　本サービスの料金について、日割り料金を適用します。

3　本サービスの料金について、毎月の利用料金は、翌々月に請求します。

4　当社の指定する付加サービス利用料について、利用した月の翌々月に請求します。

（解約金）

第30条　本サービスに転用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線がNTT西日本で開通した時の初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービスの解約時に別に定める解約金が生じます。

（料金、工事費、解約金等の支払義務）

第31条　契約締結以降、手続きに関する料金、本サービス料金、工事費、解約金等について、本サービス契約者は支払義務を負います。

2　当社は本サービス契約者が従前契約していたNTT西日本のIP通信網サービスについて、NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第22条の2第3項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。

3　本サービス契約者は本規約第 23 条の債務と本サービスおよび関連する付加機能の料金について、支払義務を負います。

4　本サービス契約者は、本サービスの解約、移転等端末変更を行う際はNTT西日本より貸与された端末をNTT西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT西日本より当社に対し端末に関する費用が請求された場合、当社は本サービス契約者に相当額を請求し、本サービス契約者は支払う義務を負います。

（本サービス契約者の維持責任）

第32条本　サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

（修理又は復旧の順位）

第33条　修理又は復旧の順位はNTT西日本のIP通信網サービス契約約款第 50 条の定めによります。

（責任の制限）

第34条　当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24時間以上その状態が連続したときに限り、本条第2項に示す算定方法により、本サービス契約者に対し損害を賠償します。

2　本条第1項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

附則

2025年6月30日　制定・施行

NTT西日本契約約款集

「IP通信網サービス」

https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w08.pdf

「音声利用IP通信網サービス」

https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w11.pdf

「端末設備貸出サービス」

http://www.ntt-west.co.jp/tariff/html/wb11s0052.pdf

「リモートサポートサービス」

https://flets-w.com/remote_support/tool/remote_ss_kiyaku.pdf

【参考】本規約で参照する NTT東西のIP通信網サービス契約約款について

<table>
<tr><td>本規約</td><td colspan="2">NTT西日本のIP通信網サービス契約約款</td></tr>
<tr><td></td><td>参照する条項</td><td>参照する条文内容</td></tr>
<tr><td>第４条の１</td><td>第６条</td><td>当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。</td></tr>
<tr><td>第８条</td><td>第9条</td><td>当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（第3条（用語の定義）の表の16欄に規定するものを除きます。）の終端とします。
2　当社は、前項の地点（その地点が当社のＩＰ通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、ＩＰ通信網契約者と協議します。</td></tr>
<tr><td>第13条の１</td><td>第15条の１、２</td><td>契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1 の契約者回線等ごとに当社が定めます。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。</td></tr>
<tr><td>第28条</td><td>第36条の１、２、３</td><td>当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。
<table>
<tr><td>機関名</td></tr>
<tr><td>気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 17 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関</td></tr>
</table>
2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3 利用回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのＩＰ通信網サービスを利用することができないことがあります。</td></tr>
<tr><td>第31条の２</td><td>第22条の２の３の（１）</td><td>転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用について、料金表第2表第2の　1に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者に引き継ぐものとし、転用後の取扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。</td></tr>
<tr><td>第33条</td><td>第50条</td><td>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。
<table>
<tr><td>順位</td><td>修理又は復旧する電気通信設備</td></tr>
<tr><td>1</td><td>気象機関との契約に係るもの</td></tr>
<tr><td></td><td>水防機関との契約に係るもの
消防機関との契約に係るもの
災害救助機関との契約に係るもの
警察機関との契約に係るもの
防衛機関との契約に係るもの
輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>2</td><td>ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
選挙管理機関との契約に係るもの
別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr>
</table>
（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更すること
があります。
</td></tr>
</table>

クレジットカード支払いに関する特約

契約者が、クレジットカードを利用して支払う際の特約事項について、以下の通りと致します。

1．契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するケーブルテレビジョンサービス・にらいインターネットサービス・ケーブルスマートテレビ・ケーブルプラス電話サービスに係わる費用・利用料を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。（但し、当社にて利用できるクレジットカードに限ります。）
2．契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、契約者は、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払うものとします。
3．加入者は、当社に届出たクレジットカード会社に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡し、当社指定様式で届出るものとします。
4．契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
5．2015年8月1日より適用致します。